

第3回金沢家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成16年10月20日（水）午後1時30分から午後3時50分まで

2 開催場所

金沢家庭裁判所大会議室

3 出席者

太田文保委員，河島 進委員，棚橋健二委員，中永 勇委員，仲宗根一郎委員
西村依子委員，松原三郎委員，山本哲也委員

（ゲストスピーカー）

平手裁判官

（事務担当者）

立川事務局長，西窪首席家庭裁判所調査官，長谷川総務課長，関森総務課課長
補佐，川岸庶務係長

4 議事（●委員長，○委員，■ゲストスピーカー，□事務担当者等）

① 委員長あいさつ（家裁所長）

② 委員紹介（総務課長）

③ ビデオ上映「少年審判～少年の健全な育成のために～」

④ 少年事件概況説明

■ 少年事件の現状等について

□ 少年係家裁調査官の活動について

□ 統計から見た少年事件について

⑤ 意見交換会

● 先ほどの少年の概況説明などや先日行った少年施設見学等を踏まえて、少年事件についての意見交換をしたいと思います。

○ 以前現場で記者をしていたことがありますので、少年事件報道についての意見を述べます。

マスコミには良いところ，悪いところがあります。何か事件が起きると学校が悪いとか社会が悪いなどと周りの責任にします。しかし，少年の生活の基盤は家庭にあります，マスコミは家庭の中にはなかなか入りづらいところがあり，特

に少年事件の場合には、周辺取材だけで報道しているところがあります。したがって、どうしても個人の責任よりは、社会の責任のところに論調が行きがちであります。どのような場合でも家庭が基本だと痛感しています。これからも少子化、なおかつ、核家族の社会状況がこのまま続いていきますと、まだまだ突出したケースが出てくるのではないかと思います。

- 少年事件捜査、非行防止対策を担当していますが、残念ながら少年犯罪が毎年増加していますので、これに歯止めをかけるための対策を講じているところです。

少年犯罪の中味を見ていますと、中学生、高校生の犯罪が全体の75%から80%であり、増えています。罪名は万引き、自転車盗等の軽微な事件が多いので、これを何とか減少させることができないかと検討した結果、学校との連携をしっかりとやるのがよいということになりました。これまでも学校との連携に取り組んではいましたが、従前はその総論のみの検討で終わっており、いわば各論部分ができていませんでした。そのため、その子供が立ち直らず再犯に至った事件が多くありました。

そこで、学校との連携をしっかりとやるということで、一定の事案については、警察、学校、家庭とが三者一体になる制度を立ち上げました。その結果、平成15年中は、犯罪少年やタバコ喫煙者等のぐ犯少年がかなり減少しました。

再犯状況を見ると、学校に連絡した事件についてはその後の再犯が少なくなっており連携の効果が出ています。学校の先生も校外での非行状況がよく把握ができて生徒指導に大いに役立っているとのこと。子供たち自身もこの制度を分かっており子供自身が気を付けるようになりました。統計上は本年9月末現在で13%ほど減少しているので良い傾向が現れています。

今後も学校、保護者と連携することにより子供たちの犯罪が減少すると確信しています。家裁委員の方々のご協力もよろしくお願いします。

- 最近の少年について、性格的な特徴というものがありますか。
- 非行少年について、共通するのは若者の性格が以前と比較するときれやすいのが一般的な特徴だと思われま。
- 最近の少年の性格等についての一般的な特徴と最近の少年の事件との関連などについてはいかがですか。
- 家族、家庭の少子化、あるいは核家族化が基本的に大きな影響を与えています。

子供たちが孤立状態もしくは箱入り状態であり、世間に対する適応性が低下しています。

現実化しているのは社会に対する適応障害であり、その典型的なケースが不登校であります。一部の少年ですが、その少年は非行、ゲームに走り、他人と接触しない、閉鎖された空間にあり、性格が修正されないままに大きな事件を起こします。不登校の理由としては、家庭環境が大きな原因を占めます。手厚く養育されてきた人間は、居場所は家庭だけであり、社会に対応できず家庭だけが安心できることとなります。個別にみますと、問題を起こした少年にはいろんな背景があり、非常に難しい。また、簡易鑑定をするが、その判定もなかなか難しい。少年それぞれが少年特有な各々の背景を持っているのでケースバイケースで考えています。

- 少年事件を何件か担当してきて感じることは、基本的に生まれたときから悪い子はいないということです。

少年が悪いことをしていく背景には、社会、学校、家庭の問題があります。付添人として、少年事件に関わって感じることは、家庭の問題が大きいということです。1回の面接で非行の原因をつかむことは難しいですが、実際に子供と向き合い、学校や家庭のいろんな話を聞いていくと、やはり両親に問題があることが非常に多い。問題のある両親に対しては、子供に対する従来への接し方を変えてもらったりもしています。

また、日本の少年司法についてですが、事件を起こした少年に対する取り組み方はよく機能していて、司法関係者は少年のために愛情をもって接しています。そのためか、少年時に犯罪を犯した者の成人になってからの再犯率は非常に少ないのではないかと感じます。

しかし、社会の中に個々の家庭があり、愛情のかけ方の間違いや社会全体の秩序が崩壊していることが不登校、引き籠もりの子供達に非常に影響しています。

現実に非行少年、身柄事件になるような子供を見ていると、基本的に家庭の愛情が欠けています。片親の場合や、また、両親がそろっていても愛情のかけ方が間違っていることが多いのです。両親自身が自分の仕事に精一杯で、その子供に沿った愛情がかけられない。例えば、子供との接触時間が少な過ぎるとかの問題が多くある状況で、今の日本社会全体のモラルを含め、大人の秩序が大きいく

ずれています。現在の社会に最も必要なのは子供たちに対する手厚い保護と愛情の中味の問題ではないかと思えます。

- 少年事件について、次の点についてお尋ねしたいことがあります。
 - 1 少年の非行問題について、警察と学校との間でどのような情報交換がされていますか。
 - 2 裁判所からの学校照会を契機として自主退学させられる可能性のある少年については、学校照会をしない等の配慮が必要ではないですか。
 - 3 少年事件のマスコミ報道等の実態についてお願いします。

- 1について、

石川県警は、昨年4月に中学、高校生の犯罪増加に歯止めをかけるため、警察と学校とのサポート制度「学校と警察の連携によるいしかわS&Pサポート」を立ち上げ、再犯事件を防ぎました。その制度は子供たちのためであり、ほとんどの県警が実施しています。

- 2について、

裁判所から学校に対して、機械的に照会するようなことはしていません。警察から学校に対しすでに連絡してある場合は、送致書にその旨の記載がしてあります。学校が知らない場合は保護者に連絡した上、慎重に対応しています。

- 3について、

マスコミとしてはなるべく多くの人に報道する義務がありますので、少年の人権を守らなければいけません。事実関係が明確になるまでは取材を続けていると思います。

その後は事実内容を知った上でどこまで報道するか検討し、判断してやっていると思います。

- 少年事件について、ある県の教育長と意見交換をした際の話を紹介します。

ある県の教育長は、生徒が事件を犯すと学校側が責任を痛感しているが、最近の先生自体が若者特有の考え方で主体的に生徒のために一所懸命になる先生が少ない。人間性があり、情操教育のできる先生が真摯に生徒と向かい合うという原点に戻ることが必要である。そのため、10年ほど前から先生のための意識改革を進めているが、中途半端に終わっている。先生の中には生徒の事件を真剣に考える先生もおれば、考えない先生もあり、なかなか難しいというのが現状であると語っていました。

- 裁判所に対する意見，要望についてお聞きします。
- 調査官が調査する事件はどのような事件ですか。
- 原則的には全事件を調査官が調査します。
- 少年法改正により，非行時16歳以上の悪質な少年事件は原則的には検察官に逆送されることになりましたが，観護措置期間が最大延長された事件だと2ヶ月後に刑事裁判になります。送致が遅れることで市民が忘れてるころに刑事裁判ということになるが，問題はないですか。
- 観護措置期間をいわゆる特別更新するためには一定の要件が必要であり，事実関係に争いがなく，更新の事由がなければ，基本的には4週間内で事件が処理されています。
- 少年の更生においては，補導委託を含めて少年の環境が重要な問題になります。補導委託先の開拓等について，裁判所から現状の説明をしてください。
- 少年と委託先との相性があり，個々の少年に合った委託先を選ぶことが大切なため，裁判所としてはできるだけたくさんの委託先を必要としています。ただ，少年を預かって，生活全般について指導していただくことになるため，少年補導等に十分な熱意をお持ちの方であることが大切です。制度を理解しにくいと思いますが，パンフレット等でご理解の上，ご協力をお願いします。
- 崩壊家庭の少年について，委託先を必要とする場合もありますが，金沢には委託先が少ない。委託先がないと施設に入れるしかないという事態にもなりかねません。委託先開拓にご協力をお願いします。
- 県内には少年を健全に育成するためのNPO法人等の関係機関がありますので利用したらいかがですか。

次回期日 平成17年5月（具体的日時は後日調整）

次回テーマ 家庭裁判所の手続案内の実情及び工夫点について